

No. 14

ルーマニア、チェッコ・スロヴァキア
鉍工業プロジェクト選定確認調査
報告書

1992年12月

国際協力事業団
鉍工業開発調査部

975
66
MPP

LIBRARY

鉍調計

CR (3)

92-210

ルーマニア、チェッコ・スロヴァキア
鋳工業プロジェクト選定確認調査
報告書

JICA LIBRARY



1108854(9)

25549

1992年12月

国際協力事業団
鋳工業開発調査部

国際協力事業団

25549

目 次

I. 調査の概要	1
1. 調査の目的	1
2. 調査団の構成	1
3. 調査日程	1
4. 主要面会者	2
II. 調査の結果	4
1. ルーマニア	4
1-1 経済概況	4
1-2 経済開発計画	10
1-3 環境政策	13
1-4 協議概要	25
1-5 対処方針	28
1-6 総合所見	30
2. チェッコ・スロヴァキア	32
2-1 経済概況	32
2-2 経済開発計画	40
2-2-1 チェッコ共和国	40
2-2-2 スロヴァキア共和国	41
2-3 分離独立の動向	43
2-4 協議概要	46
2-4-1 チェッコ共和国	46
2-4-2 スロヴァキア共和国	48
2-5 対処方針	49
2-5-1 チェッコ共和国	49
2-5-2 スロヴァキア共和国	49
2-6 総合所見	49
III. 参 考 資 料	53

I. 調査の概要

1. 調査目的

東欧における鉱工業分野における開発調査としては、既にポーランド、ハンガリー、チェッコスロヴァキア、ブルガリアで実施しているが、今回は来年の1月より独立すると見られているスロヴァキア共和国とルーマニアにおいて要請が出ている案件について、それらの背景及び経済開発計画における位置付け等を調査し、優良かつ調査実施可能性が高いプロジェクトの発掘選定を行うことを目的として今回の調査を実施した。

2. 調査団の構成

団長・総括	大津幸男	国際協力事業団鉱工業開発調査部長
技術協力政策	三浦啓二	外務省欧亜局東欧課課長補佐
技術協力行政	大石正己	通商産業省通商政策局技術協力課
調査・企画	荒谷義彦	国際協力事業団鉱工業開発調査部計画課
業務調整	長谷ひろ美	国際協力事業団鉱工業開発調査部計画課
(現地参加)		
	杉本充邦	JICAオーストリア事務所(11/1～11/3)
	高橋正義	企画調査員(11/4～11/8)

3. 調査日程

10/26 (月)	成田	→	ロンドン
27 (火)	ロンドン	→	ブカレスト
28 (水)	在「ル」日本大使館、「ル」開発庁表敬、協議		
29 (木)	産業省、環境省表敬、協議		
30 (金)	Petrobrazil社、Petrotel社、Uzuc社視察 在「ル」日本大使館報告		
31 (土)	ブカレスト	→	プラハ
11/1 (日)	(資料整理)		
2 (月)	在「チェ」日本大使館表敬		
3 (火)	チェ共和国環境委員会、チェ共和国経済政策・開発省表敬、協議		

- 4 (水) 連邦経済省 (外国援助調整局) 表敬、協議
 プラハ → プラチスラバ
- 5 (木) POVAZSKE STROJARNE社視察
- 6 (金) コシツェ自動化社視察
- 7 (土) 関係省庁 (外務省、産業省、環境省) ジョイント・ミーティング
- 8 (日) プラチスラバ → プラハ
- 9 (月) 在「チェ」日本大使館報告
 プラハ → ウィーン
- 10 (火) JICA事務所報告
- 11 (水) ウィーン → ロンドン
- 12 (木) → 成田

4. 主要面会者

(1) ルーマニア

在ルーマニア大使館	大使	古川 清
	参事官	津嶋 冠治
	一等書記官	好井 正信
	一等書記官	吉村 勝明

開発庁	President	Misu Negritoiu
	Desk Officer	Gabriel Ionescu
産業省	Secretary of state	Lucian Motiu
	General Director	Lauretin Zamfir
	General Director	PARASCHIV
環境省	Undesecretaryk of State	Marcuta
	General Director	Diacona
	Counsellor of the Minister	Contantza Stoenescu
	Head fo Soil Pollution Contol Laboratory	Mihail I. Dumitru

Petrobrazil工場	Public Relations Department Manager	Adrian Boeru
	Technical Director	Alexandrereu
Petrotel工場	Technical Director	Tatu Constantin
	Economical Director	Bazavan Florin
Uzuc工場	General Manager	Vasile Dascalescu

(2) チェッコ・スロヴァキア連邦共和国

在チェッコスロヴァキア大使館

大使	阿曾村邦和
参事官	桜井 寛
一等書記官	前川 守
一等書記官	上村俊一
三等理事官	古郡 徹

チェッコ共和国

環境委員会	Deputy Director of Unit	Vitezslav Kazimour
経済政策開発省	Director	Jaromir Tusil
連邦経済省	Director	Ivo Martihec
		Eva Pisova

スロヴァキア共和国

外務省	Director	Lubomir Durio
	Expert	Stos Drahomir
環境省	Director	Peter Muska
	Director	Jan Smolen
経済省	Director	Miroslav Galik
Povazske Strojarnie	Director	Jaroslav Harvanek
Procesna Automatizacia VSZ Company	Director	Viktor Anne

II. 調査の結果

1. ルーマニア

1-1 ルーマニア経済概況

(1) 経済

GNP : 309 億ドル (91年世銀)

1人当たりGNP : 1,340ドル (91年)

輸出総額 : 35億ドル 8億ルーブル (91年)

輸入総額 : 51億ドル 6億ルーブル (91年)

主要輸出国 : ソ連 (25%) ドイツ (11%) イタリア (9%)

主要輸入国 : ソ連 (24%) ドイツ (11%) サウディアラビア (8%)

主要輸出品目 : 石油製品、木製家具、窒素、リン塩酸

主要輸入品目 : 原油、天然ガス、電力、鉄鉱石、石炭、大麦

(2) 経済改革の現状

(1) 改革の状況

① 民営化

・小企業

「小規模企業設立法」制定 (90年2月)。従業員20名以下の小企業の民営化認める。

・国営企業

「国営企業再編法」(90年7月)、「会社民営化法」(91年8月)制定。
旧国営企業の戦略部門(軍事、エネルギー、鉱業、郵便、鉄道等)を半官半民の公社とし、その他は民営化することを目的としたもの。

・農業分野

「土地法」(91年2月)制定。協同組合農地を旧所有者に返還することになったが、所有権確定の問題で実際の私有化には時間がかかっている。

② 価格自由化

・第一次価格自由化(90年11月)工業製品中心 物価50%上昇

第二次価格自由化（91年4月）基礎食料品 2～3倍の値上げ

第三次価格自由化（91年7月）

③ 通貨

- 90. 2. 1 複数あった交換レートを一本化し、統一交換レートを採用。

1ドル=21レイ

- 90. 11. 1 現地通貨レイを引き下げ 1ドル=35レイ

- 91. 4. 1 現地通貨レイを引き下げ 1ドル=60レイ

- 外貨オークションを実施（91. 2 1ドル=200レイ）

- 91. 11 公定レートを廃止し、銀行間レートとの一本化を決定。

92年9月銀行間レート 1ドル=383レイ

④ 投資

- 「外国投資法」（91年4月）制定。100%の外国企業参加、年間利益15%の外貨送金、税制上の優遇措置等を規定。

- 登録ベースで90年 1,700件、91年 6,320件で合計 8,000件以上（金額で2億8千万ドル）。

ドイツ 1,155件、イタリア 850件、米国 450件との相当数の投資が行われているが、日本はわずか14件（92年2月現在）。

⑤ 貿易

- 91年1月貿易の自由化を決定。91年の民間企業のシェアは輸出19%、輸入15%。

- 輸出割り当て品目数、112品目→30品目

- 92年よりHS採用、新関税率により農産物を中心に関税自由化が促進（平均関税率5%）。

(2) 91年の経済状況

① 生産

		前年比
工業生産		81.3%（89年比で40.4%減）
石炭	32百万トン	84.9
石油	6.8百万トン	85.7
天然ガス	248億立米	87.5
粗鋼	7百万トン	73.0

減少の基本的原因はエネルギー不足（国内生産と輸入を合計したエネルギー供給量は、90年と比べると電力97億kWh、石炭930万トン、石油880万トン、天然ガス62億立米減少）と労働生産性の減少（11.6%減）。

② 消費者物価 222%上昇

③ 貿易

・外貨建て		前年比
輸出	35.2億ドル	100.8 %
輸入	51.5億ドル	89.1
・ルーブル建て		
輸出	8.3億ルーブル	31.2
輸入	5.8億ルーブル	12.7

・外貨建て貿易に関してはほぼ前年並み、貿易赤字も16億ドルとIMFへの対外公約18億ドルの範囲内に納まっている。

・輸出入とも相手国は旧ソ連がトップ。

④ 失業者

5万人（91年4月）→35万8千人（92年2月）

〔3〕日本・ルーマニア経済関係

(1) 概況

両国間の貿易は、1970年代においては順調に発展してきた。1980年代に入り、ルーマニアの対外債務等経済困難に直面し低迷したが、近年、貿易総額に2億ドル前後の取引高に回復し、1989年には2億52百万ドルとなった。これは、1986年以降、ルーマニアからの鉄鋼等の輸入が著しく伸びたためである。ルーマニアからの輸入の伸びは東欧諸国の中でも際立って大きいものであった。

しかし、1990年はルーマニアからの輸入が大幅に減少したため、総額は1億81百万ドルと落ち込み、91年にはルーマニア経済の混乱のため、日本からの輸出が落ち込み、総額1億51百万ドルとなった。

(2) 貿易の推移

(単位：百万ドル)

	日本の輸出(A)	日本の輸入(B)	輸出入総額	A - B
1980年	203	66	269	137
81	187	58	245	129
82	91	34	125	57
83	69	97	166	△28
84	74	130	204	△56
85	90	65	155	25
86	111	95	206	16
87	76	133	209	△57
88	53	142	195	△89
89	50	202	252	△152
90	82	99	181	△17
91	57	94	151	△37
92(1~6)	19	32	51	△11

主要輸出入品目 (1991年)

<輸出>	(シェア)	<輸入>	(シェア)
コークス及び半成コークス	43.6%	鉄鋼(厚板)	69.6%
鉄鋼(ステンレス鋼)	17.7	アルミニウム地金	12.4
電器機械	7.7		

〔出所：通関統計〕

1991年1～12月対ルーマニア輸入品構成

(単位 1,000ドル)

商 品 名	数量単位	1990年1～12月			1991年1～12月		
		数 量	金 額	比重%	数 量	金 額	比重%
輸 入 総 計	—	—	98,583	100.0	—	94,497	100.0
食 料 品	—	—	1,699	1.7	—	2,032	2.2
原 料 品	—	—	637	0.6	—	210	0.2
鉱 物 性 燃 料	—	—	—	—	—	—	—
加 工 製 品	—	—	96,246	97.6	—	92,256	97.6
化 学 品	—	—	4,875	4.9	—	2,513	2.7
有 機 化 合 物	MT	902	1,401	1.4	406	514	0.5
ポリ塩化ビニル	〃	3,763	2,364	2.4	1,692	1,191	1.3
機 械 機 器	—	—	200	0.2	—	911	1.0
織 維 製 品	—	—	2,918	3.0	—	2,048	2.2
金 属 品	—	—	81,779	83.0	—	79,646	84.3
鉄 鋼	MT	181,761	67,326	68.3	185,999	67,965	71.9
厚 板	〃	179,572	66,500	67.5	180,320	65,790	69.6
アルミニウム及び同合金	〃	6,750	14,453	14.7	5,878	11,677	12.4
そ の 他 の 製 品	—	—	6,475	6.6	—	7,137	7.6
家 具	—	—	4,035	4.1	—	4,483	4.7
再輸入, 特殊取扱品	—	—	—	—	—	—	—

1991年1～12月対ルーマニア輸出品構成

(単位 1,000ドル)

商 品 名	数量単位	1990年1～12月			1991年1～12月		
		数 量	金 額	比重%	数 量	金 額	比重%
輸 入 総 計	—	—	81,590	100.0	—	56,462	100.0
食 料 品	—	—	14	0.0	—	1,605	2.8
原 燃 料	—	—	26,811	32.9	—	24,997	44.3
合 成 ゴ ム	MT	1,529	3,776	4.6	139	357	0.6
ゴ ー ク ス 及 び 半 成 品	〃	248,442	23,003	28.2	260,144	24,636	43.6
軽 工 業 品	—	—	2,933	3.6	—	2,075	3.7
織 維 品	—	—	549	0.7	—	615	1.1
非 金 属 鉱 物 製 品	—	—	1,555	1.9	—	727	1.3
そ の 他 の 軽 工 業 品	—	—	829	1.0	—	733	1.3
重 化 学 工 業 品	—	—	51,273	62.8	—	27,764	49.2
化 学 品	—	—	20,543	25.2	—	4,693	8.3
有 機 化 合 物	MT	1,484	7,314	9.0	199	1,656	2.9
染 料 , 塗 料 類	〃	426	1,928	2.4	110	234	0.4
殺 虫 材 等	〃	440	5,750	7.0	129	1,132	2.0
金 属 品	—	—	11,759	14.4	—	15,092	26.7
鉄 鋼	MT	3,602	11,005	13.5	3,135	14,278	25.3
電 気 鋼 板	〃	395	787	1.0	52	98	0.2
ス テ ン レ ス 鋼	〃	479	5,787	7.0	1,088	9,591	17.0
非 鉄 金 属	〃	24	661	0.8	64	699	1.2
金 属 製 品	—	—	92	0.1	—	115	0.2
機 械 機 器	—	—	18,972	23.3	—	7,979	14.1
一 般 機 械	—	—	1,665	2.0	—	1,220	2.2
電 気 機 械	—	—	16,548	20.3	—	4,362	7.7
テ レ ビ 受 像 機	NO	22,151	6,805	8.3	802	296	0.5
ビ デ オ テ ー プ レ コ ー ダ ー	〃	30,653	6,713	8.2	2,421	556	1.0
電 気 用 炭 素	MT	699	1,597	2.0	74	189	0
・ 黒 鉛 製 品	—	—	—	—	—	—	—
輸 送 機 械	—	—	38	0.0	—	1,679	3.0
精 密 機 械	—	—	721	0.9	—	720	1.3
再 輸 出 , 特 殊 取 扱 品	—	—	560	0.7	—	21	0.0

1-2 ルーマニアの経済開発計画

ルーマニアにおいては、1989年の「革命」以降、市場経済導入を目標とした経済改革が実施されているが、現ヴァカロイユ内閣は長期的な経済戦略を策定せず、今冬の乗り切りと93年を対象とした短期的な経済政策を作成しているのみである。従って、現時点ではルーマニア政府による明確な経済開発政策はなく、各関係省庁による産業政策、構造政策等により推察するほかない。

I. 構造政策の主要目標

- (1) 国内及び海外市場のニーズに対応した産業規模の適正化
- (2) 現在の生産力・人材・技術の最大限の利用
- (3) エネルギー、燃料消費の削減
- (4) 産業組織の経済活動の強化
- (5) 産業界の外貨獲得能力の向上
- (6) ルーマニア産業のヨーロッパ産業界への統合
- (7) 生産性向上と余剰労働力の再配分
- (8) 環境重視の工業技術開発
- (9) 情報処理技術の広範な利用
- (10) 研究開発・コンサルティング・エンジニアリング等による生産力の強化

II. 各産業分野の開発政策（産業省の産業政策）

1. エネルギー

ルーマニア政府は、効率的なエネルギー活用の実質的研究等を行うために91年に国家エネルギー保存庁（ARCE）を設置した。

エネルギー政策としては、当面エネルギーの増加傾向を抑え、中長期的にはエネルギーの消費減少を目的としている。また、産業省は傘下の各産業に対して92年4月、エネルギー消費の管理と削減に関する通達を出した。特に、エネルギーを大量消費する211の企業に対しては、天然ガスから燃料油や石炭に切り替える方針である。

(1) 石炭

(イ) 石炭生産（91年の生産高3241万トン）については、西暦2000年後のある時期まで石炭増産政策を引き続き継続する。

- (ロ) 増産可能な軟炭及び褐炭の有効利用を行い国内消費に向ける。
- (ハ) 石炭分野における労働生産性の向上、近代化、技術革新等改善に努める。
- (ニ) 生産効率を向上させるために労働時間、給与、組合に関する政策の見直しを行う。

(2) 石油、天然ガス

- (イ) 石油、天然ガスの生産高(91年の生産高：石油約680万トン、天然ガス約24,800百万立方米)は年々減少しており、生産高を維持するため探鉱を行う。
- (ロ) 石油、天然ガスの供給システムの改善、天然ガスの地下保存の開発、液体ガス保存ターミナル建設、各種機械・装置の近代化に努める。

(3) 電力

- (イ) 国民、中小企業、農業への電力供給を優先し、消費の増加を抑える。
- (ロ) 電力関連産業の改善、火力発電所のリハビリ等を行い、電力生産の向上を図る。
- (ハ) 原子力発電所(CANDUタイプ)は5基の建設が予定されており、1基目は金融支援により94年末に完成予定であるが、2基目以降の建設資金についても金融支援要請を行う。

2. 冶金産業

- (1) 1992～2000年において、国内需要の充足と国際市場へのアクセス、一部産業の強化(インフラ整備(高速道路、鉄道、ダム)、造船、農業機械、車両、家庭用器具等)、国内原材料利用と製品の輸出増進、既存の固定資産の効率利用を行う。

以上を達成するための次の措置をとる。

- (イ) 経済的かつ品質の面から最も効果的な生産向上が可能な企業の選択
- (ロ) 最も生産効率の高い生産方法の採用
- (ハ) 鑄造工場の効率的な継続利用
- (ニ) 将来操業を開始しうる施設の保存
- (ホ) 圧延機用中間財の十分な調達
- (ヘ) 公害危険性の高い工場の漸次閉鎖

- (2) 民間セクターによる生産シェアを96年約15%、2000年30%とする。

3. 化学、石油化学産業

- (1) 1996～2000年に石油精製能力を9百万トンから約26百万トンまで引き上げることとし、右レベルで国内消費に必要な石油化学産業用の原材料及び石油製品(燃料等

を除く)を確保する。

(2) 肥料生産の増進を図り、1996～2000年の間に必要量を確保する。政府は肥料産業に対し補助金の支出及び低金利の融資を行う。

(3) 塩化ナトリウム製品及び無機化学物質工場の生産転換を行い、節電、環境保全を図る。有機合成物質の生産増進を図る。

(4) 化学産業の再編

(イ) 不採算企業の閉鎖を行う。企業と銀行との定期的関係を構築し、売上げの5%を企業近代化・再編基金として計上する。

(ロ) 貿易会社の活動を促進させ、民営化を推進する。しかし、投資不可能な大規模企業の民営化についてはスローダウンさせる。

4. 機械産業

(1) 熟練技能者の育成

(2) トラクター、農業機械、運輸関係機械、発電関連機械、食品加工機械等の国内需要の充足

(3) 短期間で回復可能な生産部門の調査

(4) 活性化させる産業として、船舶修理、車両部品、トラクター、農業機械、造船の分野を対象とする。

(5) 1993～2000年における目標

生産下降傾向をストップし、企業の生産増により利潤を上げ、また他の関連企業との調和、収支の改善、企業の再編、政府プログラムの履行、民営化(93年4%、96年31%、2000年40%)を図ると共に安全性も追求する。

5. 電気工学、エレクトロニクス関連産業

(1) 技術革新を行い、輸出増進を促す(ケーブル通信技術、高電圧装置、新鑄造技術等)

(2) 国内経済の優先セクターの強化(発電、運輸、通信、農業、生活必需品関連産業)

(3) 外資導入の促進

(4) 96年の生産は、93年比でエレクトロニクス産業18%増、家庭用器具61.5%増、電子工学産業23.2%増、精密機械37.9%増とする。

(5) 民間セクターによる生産シェアを92年3.5%、96年20%、2000年65%とする。

6. 繊維、皮革産業

- (1) 93年～96年は年生産増加率を7.8%、96年～2000年は9.3%とする。
- (2) 生活必需品の生産増、旧コメコン諸国市場の回復、外資促進、早期民営化を行う。
- (3) 市場への流通改善、原材料の供給に応じた品質及び量のコントロール。
- (4) 労働生産性の向上、製造コストの削減、労働条件の改善、環境保全、輸出増のための近代化。
- (5) 近代的マネージメントの導入。
- (6) 民間セクターによる生産シェアを96年25%、2000年55%とする。

7. 木材、パルプ、ガラス、陶器産業

- (1) 国内木材は93年は10百万m³、2000年は12百万m³まで伐採可能。
- (2) 民営化の促進。民間セクターによる生産シェアを93年4.3%増、96年31.3%増、2000年65%増とする。

8. 建設材産業

- (1) 2000年の生産を92年生産の120%とする。(特にセメントは94%増、セラミック73%増、コンクリート76%増、レンガ78%増、コンクリート・プレハブ300%増、衛生設備品228%増)
- (2) 94年～96年の間に大規模企業の民営化を考慮する。民間セクターによる生産シェアを2000年85%とする。

1-3 環境政策

ルーマニア環境省は1990年に創設された比較的新しい組織であり、41の局があり、全国に等分に配置されて環境に関する監視を行っている。1973年に環境保護法が施行されたが、現在、「新環境法」が国会に上奏されており、近々承認が得られるとのことである。

以下は、1992年6月に開催された「地球サミット」にルーマニアが寄稿した「ルーマニアの環境及び開発に関する政府レポート」の抜粋で今後の環境政策、計画について言及しており、参考までに紹介することとする。

環境と開発に関する諸原則、政策、及び、計画

1. 現時点での優先課題

ルーマニアの環境に係わる主要課題の中でも、現段階でとるべき措置としては以下が挙げられる：

—健康の保護、生活の質的向上、生活の基本となる資源である生態系の再生の必要性に応じた、特定の公共及び民間活動の環境に与える影響の評価

この活動は、本質的に環境に影響を与える可能性がある広がりや立地のプロジェクトの実施に関する現在の規制手続きと組み合わせて行われる。

—環境と天然資源の現況に関するデータの収集、整理、関連分析。環境に関する課題を国家的な経済及び社会政策に結び付けるためのステップとなる。同時に、比較可能なデータを提供することで、既に実施されたり、国家的な環境政策のその他の分野で規定されているその他の措置の影響を評価する。

—環境に影響を与える可能性のある産業活動により生じるリスクの評価と抑制。事故の危険に対処するには、事故を未然に防止し、生産プロセスの設計、建設、運転の段階で安全対策をとることで危険物の排出を避けることが最善の解決策であるという考え方から出発すべきである。

メーカーは、このような危険を防止し、実際の発生を減らすために必要な全ての対策をとることが義務づけられており、それに関連して、存在する事故の危険を予測し、必要な安全措置をとり、設備と人員の安全を確保するための情報と設備を持っているという証明ができるように常に準備しておかなければならない。

—生活の質と自然環境の改善に重要な意味を持ち、一連の関連する活動により達成することが意図された人命や自然環境の保全

—多くの種類の野鳥の生息数が時には急速に減少しており、生態系のバランスを崩して自然環境の保全に深刻な影響をもたらす可能性があるという認識に基づいた野鳥の保護

つまり、生息地の破壊や汚染、狩猟や売買といった生息数に影響を与えるような活動を規制するための措置が考慮されている。

—国境を越えて移動する野性動物の保護

2. 原則と目的

ルーマニアの環境保護分野における政策は、以下の原則に基づいている：

—環境悪化や汚染防止の原則：汚染された環境の回復や環境悪化による損害の補償に係わるコストの低下を伴う。この目的を達成するために、次のような対策が考慮されている：新しい技術の導入による生産プロセスの改善、計画施設の設計段階での生態系への影響の確認、環境や人間に対する影響の抑制を目指した措置や対策の策定

—環境保護分野について行われる決定がそれぞれの担当業務と課題の中で均等に組み込まれることを目指した他の関連部門で天然資源や一般社会を所管している機関との協議を伴う協力の原則

—環境悪化や汚染に責任を負う者が、ユーザーや周辺環境に対する汚染物質の毒性の低下、監視システムの減少、発生被害の削減のための設備の建設と運営に関するコスト、並びに、環境保護に関する法律に定める許容排出基準の違反に対する罰金を負担するという「汚染者負担」の原則

—環境に対する人的活動の影響に対してグローバルなアプローチをとり、許容される技術基準を越えないような対策や措置を具体化する原則

上記の目的を達成するためにとられている対策の中では以下を特に明記しておきたい：

- 対策の範囲を放射能に対する防護、化学物質を含めた危険物の管理、及び、残留物の処理に拡大すること。
- 廃棄物や残留熱等に含まれている有用な物質を良い条件において抽出する。
- 事故による汚染の危険に関して、その発生の防止や影響の迅速な抑制を目指した規定の整備
- 天然資源の管理を担当する機関に環境の質的な需要に照らした技術的な規則や規範の作成を義務づけること。

「地球は過去の世代から受け継いだものではなく、未来の世代からの借り物である」という考え方に立って、以下のような目的が設定されている：

- 環境保護は国家的な優先課題であり、政府及び非政府機関や団体、政治団体及び政党は設計段階と実施段階の両方で適切なアプローチをとることが求められる。
- 環境教育は国家的な優先課題であり、学校や大学での生態系や環境保護に関する教育を含めて全ての年齢とレベルで行動を開始する必要がある。
- 公害を発生しない技術の開発、承認、実用化を目指した科学的研究の強化
- 技術、経済、法律、行政的な措置により環境を徐々に改善する必要があることが全ての機関やレベルで認識される必要がある。今後の活動は、適切な刺激策により環境保護の利益を考慮に入れ、環境規範を遵守しなければならない。
- 環境保護制度は、現在の国際的な条件や規則に従って常に改訂して行かなければならない。
- 森林地域の保護、保全、拡大を優先的な目的としなければならない。1991年1月1日現在の森林面積はルーマニアとしては必要最低限と考える。

- 指定保護地区、自然公園、保護地域を拡大する必要がある。この方針に沿って、ドナウ川デルタ地帯は環境保護を再優先する地域とし、指定保護地域、自然公園、保護地域で行われる活動に対しては、生態系保護、保全、再生の目的を優先させる。
- 宇宙からの環境が悪化している地域の特定を含めた総合的な環境監視システムを整備する。
- 資源のリサイクルに重点を置いた生態系の原則に基づく天然資源の管理と保全
- 制度の多様化による一般社会への環境に関する情報の公開

3. 制度的な枠組みと立法

ルーマニアにおける経済活動と環境保護の両立を図る目的で、生態系や総体的な生物資源を含めた環境の質を保護・改善するための法律及び制度が創設されている。

つまり、環境を保護する活動の根底には、国民の生活水準の向上、国の持つ天然資源という資産の保護と充実、大気、水、土壌の質の恒久的な保護と改善、有用な廃棄物の改良、自然保護活動への積極的な参加に向けた国民の関心の向上を目的とした環境法が存在している。

ルーマニアでは、現在、環境省が水、大気、廃棄物に関する法律を、また、農業保健省と協力して灌漑、養魚、飲料水に使用される水の質に関する問題についての法律を作成中である。

ルーマニアに現在ある環境関係の法規範は以下の通りである。

a) 環境関連法規（環境法と水質法、見直し中）。これらの基本法に加えて、以下のような特別法がある：

- 廃棄物の処理と資源の回収に関する法律、1975年成立、1988年改訂

- 環境保護設備に関する法律、1986年成立
- 危険物の輸送に関する法律、1972年成立
- 化学物質の管理に関する法律、1972年成立 a. s. o

b) 環境因子に関する質的基準 (S T A S)

- S T A S 4706/88 : 地上水の質的条件と分類
- S T A S 1342/84 : 飲料水
- S T A S 4450/76 : 鉱水、一般的、技術的質
- S T A S 9450/88 : 灌漑用水
- S T A S 12574/87 : 環境保護地域の大气 a. s. o

c) 環境分野に係わる法律的な効果を持つ行政命令

- 命令 414/79 : 排出前の廃水中の汚染物質の許容含有値を設定するための条件
- ポリフェノール、二塩化物、ポリ塩化物、ポリ塩化テルピン (P C B + P C T) の取引、利用、処分に関する命令

d) 環境因子に関する規範

- e) 特別な指示事項 (下水道への排出、水質検査サンプルの保全と輸送、産業廃棄物の貯蔵、廃棄物の焼却等)

ルーマニアの環境法体系は、(a)基本法、(b)個別の環境因子 (水、空気、土壌、森林等) 別の法律やその他の規範、の2つの区分から成っている。

ルーマニアの環境保護制度では、政府決定264/1991号に基づいて環境省が設立されており、環境保護に関わる全ての活動の調整と政府の環境政策の適用を担保する中心的な機関である。

地方レベルでは、ブカレストを含めた40の地方機関が設立され、環境因子の保護と監

視を担当している。

環境省は、経済問題担当官庁、その他の関連機関や全国の社会経済単位と関わる研究開発機関と協力している。

環境省内には、環境保護に関する研究機関のネットワークがある。

4. プログラムとプロジェクト

これまで、ルーマニアには社会経済開発計画に含まれたものを除いては総合的な環境計画は存在しなかった。

環境省が創設された時点で、国家的な環境計画が策定され、国際協力プログラムも開始され、国際会議にも参加を行った。

これらのプログラムでは、環境の評価、人的活動の環境に与える影響の算定と予測の方法、及び、生態系を保全して国民の健康を改善し、環境全体の回復と保全を行うための解決法、対策、技術の特定に関わる課題といった問題を扱う。

それぞれのテーマやプロジェクトは、専門分野を越えた作業グループ、会議、シンポジウム、訓練コース、文書化といった手段によって国内及び国際的な技術と科学面での協力という大きな枠組の中で実現されるものと期待される。

また、プログラムでは環境汚染の影響を受けている様々な地域についてケーススタディーを行い、特に、「ドナウ川デルタ地域と沿海地域の湖、Copsa Mica, Baia Mare 地域の生態バランスの回復」に重点を置いている。

必要な知識と技術の移転は、外国の専門機関との協力、国際的な科学会議への参加、及び、関連する環境情報へのアクセスの改善によって達成されるものと期待される。

ルーマニアで開始されたプログラムの中で「環境評価から見た国内の生態系別地域分

類（1991-94年）」について説明しておきたい。

このプログラムは、生態地域（自然の生態系または人間の影響を受けている生態系のある地域）をその現状を把握し、生産能力のレベル、人間の活動の影響を和らげる能力、進化のレベルという観点から特定することを目的としており、これによって、社会経済開発の持続的な戦略の策定が可能になるものと見込まれる。

ルーマニアの生態地域を限定することは、以下を行うための科学的な基盤の具体化を促進することになる：

- 様々な生態系の全国的なパラメータを分析するための総合的な監視システムの時間と空間的なスケールに関する概念的な構成と実施
- 生物の多様性の保護と環境の重要な構成要素の保護・保全という観点からの保護地域の全国的なネットワーク化
- あらゆる種類の生態系に関する研究プログラムの時間と空間的な枠組の策定
- 悪化した生態系の再生における優先順位の設定

助成プログラムには以下が含まれる：

- a) ドナウ川の流速の遅い部分の水質を自動監視・保護するシステムの整備。このプログラムは、ドナウ川の水質の監視と改善、地域単位のネットワークの整備、持続的な開発の精神に基づく汚染の抑制と環境保全の戦略の策定に関して1985年に調印されたブカレスト宣言の実施を目的としている。このためにはAMC輸入で1,000万米ドル、ルーマニアでは10億レイの投資が必要と見込まれる。
- b) ルーマニアにおける総合的な環境監視システムの整備。このプログラムは、ルーマニアの環境因子の質に関する情報、並びに、国際的に採用されている規準と条

約に基づく人的影響の抑制に関する情報を統合することを目的としている。同時に、このシステムをGEMS方式の地球監視システムに接続することも目指している。国内ネットワークでデータ収集システムを整備するには、第1段階で1,800万ドル、第2段階で2,600万ドルの外国からの援助、及び、1,700万ドルの国内資金が必要になる。

c) ルーマニアで最も環境汚染の影響を受けているCopsa MicăとBaia Mare地域の生態系の回復。このプログラムは、生態系の回復に必要な条件を整備するために環境因子の質的改善を行いながら、ルーマニアの市場経済への移行を図るという戦略の実現を短期的な目的としている。このために必要な投資額は、ルーマニア側負担分が30億レイ、外国援助が300万ドルと見込まれる。

d) 環境や人間に影響を与える可能性のある毒性化学物質に関するデータバンクの整備。このプロジェクトは、ロンドン指令とPIC手続に従ってルーマニアをIRPCTと結び付けることを目的としている。必要なハードウェアとソフトウェアの輸入を輸入する資金は、外国からの援助が500万ドル、ルーマニア負担分が10億ドルと見込まれる。

環境保護と開発に関する問題について現実的かつ効果的なアプローチを行うには、適切な研究プログラムの整備に注意を払う必要がある。

これによって、環境保護の分野における国家政策の戦略を具体化させるものであるが、地方と地域社会のレベルで環境保護のニーズと経済活動に対する需要をバランスさせ、環境保護に関する法律を遵守することで経済単位の活動を図るための措置をとる必要がある。

これを受けて、環境省が資金を拠出する研究プログラム（1991年で3億レイを超える）と経済関係省庁が拠出する環境保護に関する複数の研究プログラム（予算額は3億1,000万ドル強）が進行中である。

後者のプログラムでは、現在の技術的な可能性に対応した技術発展段階、及び、廃水の回収や大気に排出される廃ガスのろ過方式の改善を含めた環境に対する経済単位の活動効率の改善に関わる具体的な問題の解決を目指した問題等を扱う。環境省支援のプログラムは、次の分野を中心に構成されている。環境評価を目的としたルーマニアの生態地域の限定、土壌の状態の監視、土壌に関する年次報告、水質管理、環境因子の放射能、環境因子に対する影響の技術、社会、経済的評価、国土の総合的な計画による生物環境の保全、海洋環境の保護に関する研究、ドナウ川デルタ地域生物圏指定保護地区の生態系の再生を目指した調査。

5. 国際協力

国際協力は、環境の保護と持続的な開発に関するルーマニア政府の政策目標を達成する必要不可欠である。

ルーマニア政府としては、国際協力により以下の目標を達成することを目指している：

- 産業の再編成による公害の一掃、経済効率の向上、天然資源保護のための原材料消費の削減
- 汚染物質の排出を削減するための公害を発生しない産業機器や装置の取得
- 国際的な科学交流及び情報交換への参加
- 持続的な経済開発と環境保護を達成することを目指した法規範、戦略、政策の確立を目的とした地域及び世界レベルでの外国との協力。環境の分野で国際的に孤立した状況を引き継いだ現政権は、環境保護に関する具体的な目標を持ってルーマニアを国際社会に復帰させることを意図している。具体的には、ルーマニアが加盟している国際機関に分担金を支払い、活動に参加することで関係の再構築を図っている。

1990年、ルーマニア環境省は、以下の国際機関に対して分担金の支払を行った：

1. 国連環境計画 (UNEP)
2. 国際水供給協会 (IWSA)
3. 国際水技術研究協会 (IAHS)
4. 経済協力開発機構 (OECD)
5. 国際ハンター及び猟獣保全理事会 (CIC)
6. 国際種苗協会 (ISTA)
7. 国際森林研究所連合 (IUFRO)
8. 国際漁業協会 (IAF)
9. 国際大型ダム協会 (ICGD)
10. 国際原子力エネルギー庁 (IAEA)
11. 世界気象機構 (WMO)

第二に、ルーマニア政府は、環境保護に関する国際会議と条約に加盟する準備を進めている。

これまで、ルーマニアは、国際的に重要な湿地に関する会議 (ラムサール、1971年)、危険な廃棄物の国際移動の規制とその排除に関する条約 (バーゼル、1989年)、長期的な国際大気汚染に関する条約 (ジュネーブ、1979年) に署名・批准している。

最近 (1991年) では、核兵器拡散防止条約に基づいて創設された原子力輸出業者委員会に加盟している。

また、オゾン層保護に関する条約 (ウィーン、1985年)、オゾン層を破壊する物質に関する議定書 (モントリオール、1987年)、野生動植物会議 (ベルム、1979年) への加盟手続きも進んでいる。

第三に、ルーマニアは、環境に関する新たな国際条約と協定の交渉にも参加している。

これまで、欧州森林保護に関する閣僚会議（ストラスブルグ、1990年12月18-19日）、第2回世界気候会議（ジュネーブ、1990年10月29日-11月7日）、環境分野での協力に関する条約の交渉に向けたドナウ川周辺諸国のブタペスト会議（ブタペスト、1991年2月12-13日）、気象変化に関する基本条約交渉（ワシントン、1991年2月）、国際河川及び湖沼の保護と利用に関する条約交渉に向けた作業グループ会議（ジュネーブ、1991年4月26日-5月3日）、フランス語国の環境に関する第1回閣僚会議（ジュネーブ、1991年4月19-23日）に参加している。

また、国連の環境開発委員会の準備会議（1991年3月19日-4月5日）、欧州諸国の環境に関する閣僚会議（プラハ、1991年6月21-23日）等にも参加している。

一連の二国間交渉も行われ、旧ソ連、モルドビア共和国、エクアドルとの環境に関する政府間協定が成立し、ドイツとは協力協定を調印し、他の国とも交渉が進んでいる。

1992年2月26日には、フィンランドのエスポで国際環境影響評価条約に調印し、黒海を利用する諸国による黒海保護条約も調印が予定されている。

ルーマニアは、他の開発途上国と同じく、環境に関して困難な状況にある。

現時点では、環境省は4つの主要な法律を制定している。

環境保護法、森林規則、水資源法、及び、猟獣及び狩猟経済に関する法律がそれである。従って、既存の法規体系は新しい要求条件に完全に合致することになる。

環境保護に関する国同士の協力は、経済や政治的な協力を促進するとルーマニア政府は判断している。

ルーマニア政府は、経済協力を開始するための方法としては環境での二国または多国間の協力プロジェクトが最も適切であると考えている。

1-4 協議概要

調査団は、10月27日から10月30日までルーマニアに滞在し、開発庁、産業省、環境省の関係各省庁との協議を行うとともに、今回要請のあったPETROBRAZI社、PETROTEL社、UZUC社の視察を行った。概要以下のとおり、

(1) ルーマニア開発庁

調査団より、今次調査団の目的、開発調査のスキームの説明を行ったところ、ルーマニア側より、開発調査終了後の資金協力の可能性について質問があった。これに対し、開発調査と資金協力が必ずしも直結していない旨説明するとともに、チェッコスロヴァキアで過去に調査を実施した「ムニェルニーク発電所排煙脱硫対策計画」の例を引用しつつ、まず開発調査を開始することが重要であるとの説明を行った。

また、ルーマニア側の優先順位の高い「精油工場の近代化による環境汚染削減計画」について、対象工場（11工場）、調査対象項目の範囲が広すぎることもあり、限られた人員・予算でルーマニア側要請どおりの調査を実施することは困難であるとの説明を行ったところ、ルーマニア側より、調査対象等を限定することは可能であり、その選定については日本側にまかせるとのことであった。

(2) 産業省

調査団より、今次調査団の目的、開発調査のスキームの説明、協力可能分野について説明したところ、ルーマニア側より鉱業・エネルギー分野についても協力をお願いしたいとのことで、近い将来（来年）改めて要請したいとのことであったが、人的・予算面での制約もあり、とりあえず、今回要請のあった7案件のうち1案件を採択することとし、今後については、今次選定案件終了後に検討することとしたい旨述べた。

ルーマニア側より、調査終了後のフォローアップ、特に資金協力の可能性について質問があったが、調査団より開発調査と資金協力のスキームとの関係について説明し、案件によってOECD等の資金協力につながる可能性があるが、本件について調査団は何らコミットできる立場にないことを説明した。

ルーマニア側より、調査結果に基づき、近代化設備の導入を実施しようとしても、他の西側諸国に比べ、日本の貿易保険の適用が厳格なため、保険料率等が改善されなければ日本からの輸入が困難となり、調査の目的が達成されない恐れがあることから貿易保険の改善要求がなされた。これに対し、ルーマニアに対する貿易保険の適用について調査団は何ら答える立場にはないが、ルーマニア側の要望については、通産省の関係方面に伝える旨答えておいた。

本会合に同席していた、ガラチ製鉄所関係者より、ルーマニア側優先順位第2位の案件である「ガラチ製鉄所省エネ及び環境汚染コントロール」について、同製鉄所の概要及び環境汚染の状況等につき説明を受けた。

ルーマニア側より、今回の調査団の来訪には間に合わなかったが、「バイオ・コール製造工場建設計画」について、追加要請するというので、要請書(案)を調査団に手交し、検討を要請された。これに対し、調査団より、本件については開発調査よりも、JICAの投融資事業で行うことが適当であるとして同事業の説明を行った。(その後、正式要請が外交ルートを通じてなされた。)

(3) 環境省

調査団より、ルーマニアの環境政策全般について質問したところ、現在、環境法案を議会に上程中であり、1～2ヶ月後に採択される見込みである。また、排出規制については、来年度に導入を検討しているが、測定機器等の不足により汚染の実態を把握出来ないのが現状であるとのことであった。

また、今回要請した案件のうち、プロエシティ市の石油精製工場、ガラチ製鉄所については、水・大気・土壌が相当汚染されていることが判明しており、環境省としても対象案件として採択されるかどうか強い関心を有するとともに、調査を通じ、本分野での日本の進んだ環境保全技術を吸収したいとのことであった。

(4) 現地調査

① Petrobrazil社、Petrotel社

両社とも石油精製プラント、石油化学プラントを併せてもつ大規模な工場であり、精製部門の機械設備については大半が自国製（一部米国のライセンス設備）であり、Petrotel社の石油化学部門の設備は三井化学の設備が入っていた。

自国で原油が産出することもあり、Petrobrazil社（1934年設立）、Petrotel社（1904年設立）とも古くから石油精製を行っている。

現在は、国産原油、輸入原油（イラン、ウクライナから輸入し、黒海に面したコンスタンツァ港からパイプラインで移送）し精製を行っている。

両工場とも環境対策については、ほとんどなされていないか、なされていても（特に廃水処理）稼働していない模様であった。

② UZUC社

設備的には日本よりも遅れているようであったが、日本のメーカー（TEC、神戸製鋼、三菱重工業）にも製品を納入した実績もあり、技術的には特に問題がないように感じられた。

(参 考)

調査団が今回視察出来なかったルーマニア優先順位第2位の案件であるガラチ製鉄所について、92年4月に調査団を派遣した住友金属工業（株）から帰国後（11/17）、工場の概要等についてヒアリングを実施した。

- ・住友金属工業（株）とガラチ製鉄所は、91年頭に高炉炉命延長の技術指導について契約をした。しかしながら、ガラチ製鉄所の資金不足（？）のためからその後具体的な動きがないとのことであった。
- ・住友金属工業（株）としては、今後、東欧に対しては、ハード面よりもむしろ、省エネ技術、環境対策技術、生産性向上技術等のソフトを中心に実施していく意向とのことであった。
- ・ガラチ製鉄所の環境対策については、ほとんどなされていないようで、特に、コークス炉の廃塵、廃水に問題があるとのことであった。

1-5 対処方針

- (1) ルーマニアに対する開発調査の初めての案件ということもあり、ルーマニア側に開発調査の意義を理解してもらい、日本に対する評価が得られるようなプロジェクトの選定、調査手法を考慮する必要がある。
- (2) ルーマニア側は開発調査終了後の資金協力を強い関心を有していることから、将来的にその可能性が高いと思われる環境案件を採択するとともに、万一、資金協力の道が閉ざされたとしても開発調査の意義が活かされる調査内容にすべきと考える。
- (3) 調査結果、ルーマニア側のプライオリティ等を考慮し、調査団として以下の3案を提案することとしたい。

(第1案) ルーマニア製鉄所省エネ・環境対策計画

(特記事項)

- ・先方の要請内容は日本側が過去に実施あるいは日本側にノウハウがある分野である。
- ・「ル」には現在4つの製鉄所があり波及効果も期待できる。
- ・特にガラチ製鉄所は、国際河川であるドナウ川に隣接しており、同河川に対する汚染も懸念されていることから、本調査を実施すれば日本に対する評価向上が期待できる。

(第2案) ルーマニア精油工場環境対策計画

(特記事項)

- ・先方要請には設備の近代化(無鉛化ガソリン製造設備、高品質油製造設備等)が入っている。
- ・視察した2つの精油所には石油化学プラントが併設されており、環境対策について実施しようとするればスコープを広げざるを得ない。
- ・「ル」には現在11の精油所があり波及効果も期待できる。

(第3案) ルーマニア固定発生源(製鉄・石油精製部門)環境対策計画

(特記事項)

- ・第1案、第2案を合体し、双方1工場をモデル・ケースとして調査を実施する。

1-6 総合所見

(1) ルーマニア

- ① 東欧の民主化が進展する中で鉱工業関係の開発調査は、ポーランド、ハンガリー、チェコスロヴァキア、ブルガリアの順番で実施されてきたが、同じ東欧に属するルーマニアへの実施が遅れた。これは、前チャフシェスク政権の影響が余りにも強く、民主化への移行が他の東欧諸国に比べて相対的に遅れている事に起因している。民主化への移行を確認しないで経済協力を実施すると、後戻りの懸念があったからだ。しかし、国際的に共産主義体制が崩壊していく中で、ルーマニアも後戻りする事無く、着実に民主化への道を歩みつつある。
- ② ルーマニアは、自国で消費する約50%を賄える石油産出国である。また、他の東欧諸国と異なりコメコン体制と言う分業体制下に入らず、自国で工業製品を自給できる道を選択した。全ての産業を一通り備えると言うONE SET主義の産業政策をとってきた。自動車は言うまでもなく、ジェット旅客機まで自国で生産している。産業の中心はエネルギー多消費型の重工業中心であり、品質等の問題で国際競争力が弱く、革命後は、周辺国の市場を失い、50%程度の操業率を余儀なくされている。どの工場も国際的に競争出来る製品を生産するために、設備の更新や新設備の導入と言った要請が高まっている。ルーマニアがONE SET主義路線を採用した時、石油化学やベアリング等の機械工業等について日本から設備を導入した事もあり、日本との関係も深い。
- ③ 前チャフシェスク政権のイメージがあまりにも強かったため、ルーマニアの印象は実態以上に悪くなっているところもあるが、独自路線を追求してきた工業国であり、日本に対する鉱工業分野での技術協力の期待は想像を越えるものがある。鉱工業分野における開発調査に係る最初の調査団の派遣であったが、大使館の経済協力担当者の努力もあり、ルーマニア政府関係者の開発調査に対する理解度は驚くべきものがあつた。
- ④ ルーマニアの置かれた現状から当然と言えば当然であるが、異口同音に開発調査後のフォローアップ体制—特に、設備改造に要する資金手当て等の問題—につ

いての関心が極めて高かった。JICAによる開発調査がOECD等の政府機関の融資事業と関係無く独自に実施される日本のスキームを相手国に理解させるのは、至難の技である。開発調査の結果を受けて、日本の円借款への道が開かれれば、これに越した事はないが、開発調査の実施が資金手当てを保証するものではない事も事実だ。いずれにしても、開発調査の経験を通じて、事例毎に開発調査の内容を理解して貰うしか方法は無いと言えよう。

- ⑤ ルーマニア政府から石油精製業、製鉄業、機械工業、繊維工業に関する工場の近代化や設備改造に係る開発調査の要請が出されており、石油精製業と圧力容器製造工場については、現場の視察を行った。どの工場も設備近代化に必要な外貨を必要としており、開発調査はそのための必要手続きと解している節が見られた。開発調査の結果が資金融資につながる可能性が少しでもあれば、プライオリティ一番の石油精製業を取り上げる事も考えられるが、その期待を裏切った時の開発調査に対する信頼低下を考慮すると、今回は見合わさざるを得ない。

ルーマニアに於ける初めての鉱工業分野の開発調査としては、たとえ、資金融資への道が確保されなくても、開発調査そのものについて、相手側から評価される可能性の高い、省エネルギー対策と環境対策に重点を絞ったガラチ製鉄工場を開発調査案件として取り上げるべきであろう。

- ⑥ ルーマニアは他の東欧諸国と比べて民主化への移行が遅れている。他の諸国では民間製造工業の民営化も急激に進められている。ルーマニアの状況は中国の状況とよく似ているところがある。国営工場も多数残っている。国の主導による産業の活性化が不可欠になっている。最初の実地調査を実施する事により、日本の技術協力の仕組みを理解して貰えば、その先の協力分野を探す事はスムーズに行くものと思われる。中国において実施してきた工場近代化プログラムの様なものが導入出来れば双方にとって好ましいものと思われる。

2. チェッコ・スロヴァキア

2-1 チェッコ・スロヴァキア連邦共和国経済概況

(1) 経済

GNP : 491億ドル (90年世銀)

1人当たりGNP : 3,140ドル (90年世銀)

貿易地域：輸出 旧社会主義国 40.1% (90年 49.1%)

(91年上半期) 西側先進国 50.9% (90年 42.4%)

発展途上国 9.0% (90年 8.6%)

輸入 旧社会主義国 47.0% (90年 51.2%)

(91年上半期) 西側先進国 43.2% (90年 42.6%)

発展途上国 9.8% (90年 6.2%)

[資料：国連E C E]

輸出品構成 (91年) 機械・機器 28.0%、原燃料 20.3%

その他工業製品 43.2%、食料品等 8.6%

輸入品構成 (91年) 機械・機器 27.8%、原料・燃料 49.4%

食料品等 6.9%、その他工業製品 15.9%

工業生産 (対前年比) : 89年 + 0.8%、90年 Δ 3.7%、

91年 Δ 21.2% [資料：国連E C E]

失業率 (92年3月現在) : 50.3万人 (6.5%)

インフレ (対前年比) : 90年 10%、91年1月～8月 60.4%

対外債務 (グロス) : 89年 79億ドル、90年 81億ドル、91年 93億ドル

(2) 経済改革の概要

90年8月に連邦政府が発表した経済改革は、価格の自由化、通貨(コルナ)の交換性の付与、国有資産の私有化等が柱。90年においては、補助金のカット、経済改革法案の整備等を中心に実施。91年1月から価格の自由化(86%)、為替の統一(1ドル=28コルナ)等の包括的な経済改革を実施。しかしながら、コメコン貿易の崩壊、ソ連経済の低迷に加え、チェッコ及びスロヴァキアの両共和国の民族対立の表面化等により経済改革の遅れも表れてきている。

〔3〕最近の経済動向

(1) 経済実績

2度の石油危機の後遺症もあり、80年代前半の5年間は平均1.8%の低成長率。一時回復の兆しを見せたが86年は2.6%の成長率で再び伸びが鈍化した。質的指標の改善も芳しくない。

第8次5カ年計画(86~90年)の年平均成長率計画値は3.5%に対し実績は2%台の成長率が続き計画未達成で、特に89年は1.0%に低下。

革命後、90年はソ連からの現燃料供給の大幅削減等外部経済環境の悪化、経済改革に伴う混乱等により、3.1%減とマイナス成長になった。91年は国内需要減、海外市場喪失、銀行の信用協与拒否等のため、対前年比で工業生産21.2%減、投資23.8%減、建設30.5%減、小売り・飲食店売上高2.2%減、消費物価45.3%増、価格自由化により農業は生産コスト著増、需要急減により苦境に陥る。貿易総額6,172億コルナ(11.8%増)。但し、社会主義計画経済から自由主義市場経済への全面的経済改革期にあることに鑑みれば経済状況は比較的堅調。

即ち、インフレ抑制、為替レート安定、国際収支安定、対外債務微増とIMF的観点からは中東欧の優等生。問題は生産低下と失業増大。

(2) 財政金融政策

現政権は反インフレのため90年予算は前政権の赤字予算案を組替え黒字予算とする等緊縮的財政金融政策を採り全体で8億コルナの黒字達成に成功。91年も引き続き74億コルナの黒字予算を組んだが年末の企業利潤税収の急激な落ち込み等により186億コルナの赤字となった。(連邦黒字62億コルナ、チェッコ赤字147億コルナ、スロヴァキア赤字102億コルナ)

92年予算は均衡予算となっている。また、高金利政策を採り現在の公定歩合は9%。

90年1月に銀行改革を行い、国立銀行は中央銀行業務に専念し商業銀行部門を分離した。

91年1月からコルナの国内的交換性付与を実施。従来の商業用レート、観光用レートの二本立が単一化され1ドル=28~30コルナ前後で推移。

(3) 物 価

近年、0～1%台のインフレ率であったが現政権はこれは補助金漬けによる「歪められた価格」とし90年から国営企業への補助金カットの他、各種価格補助金（総額700億コルナ）も削減され、90年7月から一斉に肉類等基礎食料品を値上げ。

その結果、90年下半期から物価が上昇し初め（7～9月、14.1%、10～12月、18.4%）、90年のインフレ率は10.0%となった。

91年1月から価格自由化が実施され政府当局者も最低30%のインフレを覚悟。また、過渡期措置として超インフレ防止を目的とする物価法を90年11月に成立させ、価格自由化は完全ではなく政府は価格統制の手段を保持し、但し、91年12月末にはGNPベースで95%自由化を達成。インフレ防止のため賃金上昇にも上限（前年比11%）を設けている。（91年第1四半期インフレ率40.9%、1月25.8%、2月7.0%、3月4.7%）

当初の急増から沈静化し、その後はほぼ横這いとなり、91年12月は前年同期比で53.6%におさまった。

(4) 対西側債務

92年5月末グロスで87億ドル（90年末81億ドル、91年12月末93億ドル。但し増加分は全て外貨準備積増し分）。債務を増やさないのが基本政策であるが、改革に必要な近代設備購入或いは通貨の国内的交換性付与に伴う為替レート安定、ソ連原油削減・湾岸危機に伴う経常収支赤字補填用の外貨準備積み増しのための対外借入は避けないとの立場。91年1月IMFより19.09億ドルの借入が決まり、G24からの10億ドル（うちEC5億ドル、G24の非EC国5億ドル、日本2億ドル、）の他、6月世銀から4.5億ドル（構造調整、エネルギー・システム技術援助、環境等）の借入が決まり、12月には輸銀融資2億ドル（構造調整）の契約調印が行われた。

(5) 貿 易

91年貿易総額 21.1%減（90年9.1%減）。91年は9.3億ドルの貿易黒字。

90年の貿易の地域別割合

対社会主義国	50.2%	対前年同期比 8.9%減
	貿易赤字	295億コルナ (89年38億コルナ)
内対ソ連	23.3%	対前年同期比18.9%減
	貿易黒字	27億コルナ (89年26億コルナ)
対先進諸国	42.5%	対前年同期比26.9%増
	貿易赤字	102億コルナ (89年11億コルナ黒字)
対開発途上国	7.3%	
	貿易黒字	36億コルナ (89年33億コルナ)

貿易額の順位は、ソ連、ドイツ、オーストリア、ポーランド、ハンガリー、ユーゴ、イギリス、中国、イタリア、フランス。

対外経済関係については、91年から旧コメコン諸国との決済はハードカレンシーで行われる。開放政策を宣言し、IMF・世銀へ90年9月に加盟。また、91年12月にはECとの連合協定が調印されECへの急速な接近を図っている。

(6) 合 弁

西側諸国との合弁設立が近年盛んであり、外資の100%参加も可能となる等合弁設立の条件を緩和。合弁設立数急増中で、91年末で8,119件(チェッコ6,350、スロヴァキア1,769)。但し、小規模なものが多く分野もサービス業に集中している。

(7) 私有化

90年10月「小私有化法」が可決され、食料品等店舗、レストラン、工場などは競売により私有化が図られることとなり、91年1月から競売が実施され、91年中にチェッコ国内では14,726件、総額181億コルナが売却された。

大私有化については91年2月に大私有化法案が可決され、大私有化については独特の手法であるクーポン方式の成否が注目されているが、私営の信託会社ともいえる投資基金の登場により、857万人と人口の55%がクーポン券登録を行い、92年5月18日から開始された第1ラウンドの大私有化に全国民の注目が集まっている。

〔4〕経済政策の方向

(1) 80年代になってからの経済不振に対処するため、前共産党政権が87年に経済改革に着手。企業の自主性拡大を認める国営企業法の制定等を行ったが、あくまでも「共産党の指導的役割を維持した中央集権計画経済」のもとでの改革であった。

89年12月に設立した新政権はこれを不十分であるとし、市場経済への全面的移行を図ることを表明。

(2) 90年4月以降、合弁企業法、国営企業法、私企業法、外国為替法、株式会社法、商業法等経済改革関連法が連邦議会で多数成立。ただし、施行細則等未整備のものも多い。

(3) 今後の経済改革の焦点

① 価格の自由化（91年1月から）による物価上昇、及び国内需要減退、生産縮小、或いは、滞貨、在庫急増。国内企業の中には、支払不能に陥っているものが多い。

② コルナの国内的交換性回復（91年1月）。

③ 大規模国営企業の私有化。まず国有株式に移行し、しかる後に外国資本も導入して私有化を実施するという2段階で行われる。具体的方法については投資クーポン制等種々の方法の併用となった。

④ 外部経済環境の悪化。90年半ばより先ずソ連からの原油供給不安が発生、その他の原材料についても旧ソ連からの供給には不安が多い。加えてコモコン市場の予想外に早い崩壊、湾岸危機の影響、輸出市場の縮小等厳しい状況にある。

(4) 連邦政府は当初ショック療法をとらず斬新的に経済改革を進めるとしていたが、次第にマクロ的財政・金融政策に重点を置き全ての改革を同時平行的に進めるべしとする急進派が優勢となり、90年5月14日に決定されたタイムテーブルでは早期実施路線がとられた。しかし、社会福祉を重視した市場経済を求める意見も根強い。連邦と共和国の権限分割のため経済改革の統一の実施が困難

になっている面もある。

- (5) 今後、生産の更なる低下と共に失業の増加も予想され、経済改革は正念場を迎えることとなる。前共産党政権下においても国民の生活水準は高かっただけに、生活水準の急速な低下より受けるショックが大きいのではないかと懸念されている。

因みに92年6月末の失業者数は、42.4万人（失業率 5.5%）、チェッコ142万人（2.7%）、スロヴァキア28.2万人（11.3%）で軍需産業民主化との関連もあり、スロヴァキアの方が失業率が高くなっている。

失業対策として全国に職業紹介所ネットワークを設け再就職先の紹介、再訓練を行う他、失業手当での6カ月支給、最低賃金の補償（2,000コルナ）等の施策を行っている。社会福祉政策では政府・雇用者・労組の強調による円滑な施行を図っている。

〔5〕日本との貿易・経済関係

- (1) 貿易の概況 86年までは、日本との貿易はほぼ均衡していたものの87年以降日本の輸入超・
- 91年の日本からの輸出は、68.6百万ドル（前年比35.3%）の増加（我が国輸出総額の0.02%のシェア）。輸入については、86年以降増加していたものの、90年、91年とやや減少（我が国輸入総額の0.05%）

(2) 貿易の推移

(単位：千ドル、%)

年	輸出A	(前年比)	輸入B	(前年比)	A - B	A : B
81	109,996	173.3	45,996	93.1	6,400	2.4:1
82	69,138	62.9	45,064	98.0	24,074	1.5:1
83	61,441	88.9	50,626	112.3	10,815	1.2:1
84	62,997	102.5	60,316	119.1	2,681	1.1:1
85	56,935	90.4	53,110	88.1	3,825	1.1:1
86	61,759	108.5	56,886	107.1	4,873	1.1:1
87	63,086	102.1	80,817	142.1	-17,731	0.8:1
88	48,243	76.5	116,819	144.5	-68,576	0.4:1
89	55,589	115.2	129,847	111.2	-74,258	0.4:1
90	50,679	91.2	129,068	99.4	-78,389	0.4:1
91	68,586	135.3	125,743	97.4	-57,157	0.5:1
92(1~6)	54,430	158.3	73,393	112.6	-18,963	0.7:1

〔資料：貿易統計〕

(3) 主要輸出品目 (91年)

<輸出>	乗用車	14百万ドル (シェア21.0%)
	繊維機械	4百万ドル (6.4%)
	事務用機器	4百万ドル (5.2%)
	プラスチック	3百万ドル (4.3%)
<輸入>	麦 芽	21百万ドル (17.0%)
	ホ ッ プ	20百万ドル (16.1%)
	アルミニウム合金	17百万ドル (13.4%)
	家庭用ガラス製品	16百万ドル (13.1%)
	鉄 鋼	14百万ドル (11.3%)

〔資料：貿易統計〕

(4) 投資の現状 (2件:うち合併1件)

- ① 日本車の販売会社 (100%日本資本)
 ② 経営コンサルタント (合併:50%日本資本)

	単位	チェッコ共和国	スロヴァキ共和国	両国割合
人口	百万	10.364	5.310	1.95
GNP (コルナ)	"	438.135	185.675	2.36
共和国財政 (")	"	238.398	129.499	1.84
発電 (kWh)	"	62.558	24.068	2.6
黒炭生産	1000トン	22.406	0	
褐炭生産	" "	78.588	3.456	22.74
鉄の生産	" "	6.106	3.561	1.71
鉄鋼生産	" "	10.724	4.799	2.23
石油精製	" "	7.297	6.503	1.12
セメント生産	" "	6.434	3.781	1.7
紙/ボール紙	トン	714.450	333.649	2.14
綿布	1000平米	487.091	93.338	5.22
衣類	1000	24.173	21.086	1.15
靴-合計		72.245	44.330	1.63
自動車	台	187.780	3.453	54.38
カラーテレビ	"	6.025	379.775	0.01
冷蔵庫/冷凍機	"	0	448.992	0
穀物生産	1000トン	8.947	3.617	2.47
じゃがいも生産	" "	1.755	779	2.25
肉-合計	" "	676	288	2.35
食料油	トン	139.226	55.553	2.51

2-2 経済開発計画

2-2-1 チェッコ共和国の経済開発計画

1. 基本的構造改革

チェッコ共和国の経済開発政策については、現時点では明確な政策の表明はなく、90年8月クラウス・チェッコスロヴァキア連邦蔵相（当時）が中心となって作成した「経済改革シナリオ」によって推察するほかない。右シナリオの基本政策は、市場経済導入をめざすチェッコ経済の包括的再編成を目標とする構造政策である。

構造政策は、次の二つの政策より成る。

- (1) 一定のエンジニアリング・プログラムに合致した燃料・エネルギー産業・金属産業・農業の各分野の独立した計画の策定
- (2) 経済的現実からみて実行可能かつ将来性のある政策の推進

2. 構造政策の重点事項

- (1) 重工業の制限、伝統的かつ将来性のある軽工業に対する支援
- (2) エネルギー・原料多消費型の環境上問題ある産業の縮小
- (3) 第三次産業の強化、特に観光サービス、銀行業務・保険制度・貯蓄制度の近代化を含む対国民サービス業の促進
- (4) 民間企業活動の活性化
- (5) 観光開発
- (6) 情報化社会の促進
- (7) 環境の改善と生態系の回復

3. 各分野の開発政策（1990年における政策目標）

- (1) 原材料政策
- (2) 燃料・エネルギー再編政策
- (3) 石炭産業の将来展望
- (4) 鉄鋼・非鉄工業再編政策
- (5) テメリン原子力発電所建設計画
- (6) 外国投資の導入に関する原則の策定

2-2-2 スロヴァキア共和国の経済開発計画

1. 経済開発計画の基本政策

スロヴァキア共和国の経済開発の基本政策は、現在のスロヴァキア共和国の能力と適用力を市場に一致させることである。基本政策の重点事項は次の通り。

- (1) 経済潜在力の観点から、進行中の構造改革の遂行、新しい市場の条件への適応、輸出促進の可能性のある地域の開発支援
- (2) 人口的活力の観点から、現状では適当な経済潜在力を持たず、またインフラ未整備のため経済活動を担う可能性に乏しいが、経済的能力のある国民が輸出力が持ち得る地域の開発促進
- (3) 過剰な移住、年齢構成、職業構成等より最小限の資源が不足のため疲弊している地域の経済的社会的再活性化
- (4) 技術的経済的インフラ開発、新規経済活動の支援等により、現在経済的に安定している地域の後退を最小限に止める

2. 各産業分野の開発政策

(1) 化学工業

- (イ) 小規模化学、高品質化学の開発
- (ロ) 原油精製、天然ガス及び他の原料処理の改善

(2) 燃料・エネルギー産業

- (イ) 業務を終えたヤスロフケー・ボフニツェ原子力発電所、現在建設中のモホビツェ原子力発電所の安全性問題の解決。水力発電能力、蒸気ガスの利用
- (ロ) エネルギー生産・消費の効率改善

(3) 金属鉱業

- (イ) 磁気工業開発
- (ロ) 国内原料を活用した生産開発

(4) 金属工業

- (イ) 鉄鋼生産の漸次削減。鋼板、表面処理鋼板及び連続鋳造比率の増加
- (ロ) 環境汚染対策、エネルギー消費削減及び最終生産物増加を目的とするアルミニウム生産の近代化

(5) 建設業

(イ) 住宅政策に合致した建設資材生産の構造変革

(ロ) 住宅の断熱

(6) 機械工業

(イ) 軍需生産から市場性のある民需生産への転換

(ロ) 最新式工業機械の生産

(ハ) DV-2 ジェット機エンジン生産への参加と航空機技術の活用

(ニ) 先端的生産部門への特化

(7) 電気工業

(イ) エネルギー及び材料消費の削減

(ロ) オートメーション・エレクトロニクスの特定分野の開発

(ハ) 特定ハイテク分野（同軸ケーブル、光ケーブル）の開発

(8) 軽工業

生産近代化のための輸出用生産開発

(9) 木材工業

(イ) 家具生産、木材工業の近代化、中密度ファイバーボード生産の開始

(ロ) 紙生産副産物の効率的利用、煮沸・漂白過程の環境配慮、紙パルプ開発

(10) 食品工業

バイオ技術の全面的開発

(11) 観光業

(イ) 観光会社の資材、組織、水準の改善

(ロ) 特に産業低開発地域における観光開発

3. インフラ、社会システム等の開発政策

(1) 運輸インフラ開発

(イ) 自動車道路網の整備

(ロ) 空港、航空輸送開発

(ハ) ドナウ川－メイン川－ライン川の水運開発

(ニ) 道路網改築

(2) 通信・情報システム開発

(イ) デジタル・ネットワーク用RF型路線建設

(ロ) 2チャンネルテレビ送信開始、SecamシステムからPalシステムへの転換

(ハ) 郵便網の最適化

(3) 社会救済制度の構築

特に新規雇用機会創造のため中小企業の活発化をはかる

(4) 銀行、保険等金融・資本市場サービスの開発

(5) 医療

(イ) 健康保険システムの開発

(ロ) 癌、透析、心臓外科、神経外科研究

(ハ) 小児科大学病院の建設

(ニ) スロバン温泉療養所の再建

(6) 生活環境の改善

(イ) 大気、土壌、水質汚染防止システム（モニタリングを含む）構築支援

(ロ) 廃棄物処理、再利用システム構築支援

(7) 土壌の利用

(イ) 低質土壌、高度汚染土壌の利用支援、農業生産の生態学化

(ロ) 食品産業の近代化・開発

(ハ) 非食品原材料生産育成、バイオオイル、バイオガス生産

(ニ) 家畜飼育開発

(ホ) 飲料、鉱物水源の最適利用

(ヘ) 農業関連の観光事業の支援

(ト) 水経済投資プロジェクト支援

(チ) 森林健康環境改善支援、森林環境システムへの人間活動による被害除去支援

2-3 チェッコとスロヴァキアの分離・独立

今年末、チェッコ・スロヴァキア連邦共和国が消滅し、翌日の93年1月1日をもって連邦の構成共和国として存在してきたチェッコ共和国とスロヴァキア共和国が新国家として分離・独立する。今回の分離・独立は、89年11月に成し遂げられた「ビロード革命」（同国の民主革命）により覚醒されたスロヴァキア民族独立運動の紆余曲折した過程の

結果と言っても過言ではない。その背景を探るとなれば、1918年にオーストリア・ハンガリー帝国が崩壊し、チェッコ及びスロヴァキア両民族を主体とした単一国家、チェッコスロヴァキア共和国が成立した当時のいきさつにつき言及する必要がある。しかし、ここではそれを割愛、ピロード革命以降に限定して、以下に分離・独立の経緯を纏めてみた。

1. 国名論争

89年末に共産党の独裁体制が終焉、旧国名「チェッコスロヴァキア社会主義共和国」の変更を巡ってスロヴァキアの自治・同権要求が表面化した。スロヴァキア側は両共和国の同権を明確にするためチェッコとスロヴァキアの間にハイフンを入れることを主張したが、連邦議会は90年3月末、一旦は国名を「チェッコスロヴァキア連邦共和国」と決定した。これを不満としたスロヴァキアではブラティスラヴァを中心として独立要求デモが繰り広げられた。一時は両民族共存の危機とまで言われたが、90年4月20日、ハヴェル大統領の調停により「チェッコとスロヴァキアの連邦共和国」と決定。国名論争は4カ月かけて決着した。

2. 国家体制論議

- (1) 90年6月、実に42年振りの自由選挙で誕生した連邦議会は、新憲法制定を目的とした「制憲議会」であり、旧憲法に基づき選出されたこともあり議員の任期も2年に限った（この点は大統領も同様）。90年後半はスロヴァキア側の度重なる要求もあり、連邦所管権限の共和国への移管という権限分割論争に明け暮れる。この点についてはチェッコ共和国側も然したる異議もなく、連邦は外交、国防、創設市場関連分野のみに限るとの大幅な譲歩を余儀なくされ、90年12月一応の決着をみる。
- (2) 国家体制論議が盛んになったのは91年に入ってからである。両共和国の緩やかな結び付きの国家連合（コンフェデレーション）、共同国家条約といった構想が出されたが、結論は出ず議会は膠着状態に陥った。そんな中、国家の根本に係わる問題は国民投票にかけの旨を規定したレファレンダム法が91年7月18日成立した。連邦議会は機能せずと見たハヴェル大統領は、連邦を維持するべく、11月大統領による立法権限を議会に要求。これを以て国民投票を実施しようとしたが、あっさり否決された。かくして連邦議会は、国家体制問題を残し、新憲法制定という所期の目的

を達成せずに92年6月の総選挙に突入することとなる。

3. 総選挙

92年6月5日、6日の2日間実施された選挙は、市民フォーラム等の分裂により選挙参加政党40余の小党分立状態となった。第1党になったのは、チェッコではクラウス連邦蔵相率いる市民民主党（ODS）、スロヴァキアでは民族主義色の濃いメチアル前スロヴァキア首相の民主スロヴァキア擁護運動（HZDS）。問題は、双方とも単独では議会で過半数を確保できない上に、連立を組もうにも主義主張が正反対の点にあった。即ち、ODSは連邦制維持で急進的な経済改革推進を、他方、HZDSは国際法上の主体に基づく国家連合で、しかも福祉重視の漸進的な経済改革を主張した。両党の連立交渉ではメチアルが国家連合に固執したこともあり、クラウス連邦か、さもなくば分離かの二者択一で迫った。このように国家体制問題では両党の歩み寄りはなかったが、6月20日連立政府の組閣には合意した。しかし、閣僚ポストを減らした「清算内閣」といった色彩の強いものとなったことから、むしろ、分離に向け一步前進した恰好となった。

4. 分離傾向の加速化

クラウス、メチアル共に共和国の首相に就任したことから政治の中心は共和国に移った。しかも連邦維持派のハヴェル大統領がHZDSの反対に会い、7月3日の大統領選挙で落選した。加えて同月13日にはクラウス首相がチェッコ共和国議会で分離を前提とした所信表明演説を披露。また、17日にはスロヴァキア共和国議会で主権宣言が採択された。もはや連邦の将来はないとみたハヴェル大統領は、17日辞表を提出し、20日辞任した。

5. 連邦解体

- (1) 8月26日、クラウス、メチアル間で92年末をもって連邦消滅とのスケジュールで政党合意として確定するや、スロヴァキア議会では9月1日に憲法が制定された。これに対し、チェッコの主権宣言が行われたのは11月19日、憲法制定にいたっては12月16日と遅れた。
- (2) 10月末から11月中旬にかけては関税同盟、通貨同盟等30本余りの条約・協定が

成立し、両共和国間の協力関係も確保された。

- (3) 連邦議会では11月13日に、連邦所有の動産・不動産は両共和国の人口比により2 : 1ないし所在地原則による旨を規定した連邦財産分割法が成立した。しかし、肝心の連邦消滅法は、あくまで国民投票の実施を主張する野党議員の反対に会い、10月1日、11月18日の二度に亘り否決されたが、3度目の修正を施して行われた11月25日の票決で1票の差を以て辛うじて全連邦議員の5分の3以上の賛成を得た。
- (4) かくして1992年12月31日チェッコ・スロヴァキアは連邦制を解消し、翌93年1月1日をもって新国家チェッコ共和国及びスロヴァキア共和国が成立した。

2-4 協議概要

調査団は、10月31日から11月9日までチェッコスロヴァキア共和国に滞在し、チェッコ共和国では、連邦環境委員会、経済政策・開発省、経済省、スロヴァキア共和国では、外務省、産業省、環境省の関係各省庁との協議を行うとともに、スロヴァキア共和国においては、今回要請のあったPOVAZSKE STROJARNE社、コシツェ自動化社の視察を行った。

全体の印象としては、連邦政府機関は93年1月の分離独立のため、ほとんどが機能しておらず、両共和国とも連邦政府の権限の継承問題等が未解決であり、人的・組織的にも未整備の状況であった。

2-4-1 チェッコ共和国

(1) チェッコスロヴァキア連邦環境委員会

調査団より今次調査団の目的、開発調査スキームの説明を行い、チェッコスロヴァキア側より、現在の環境行政について説明があった。それによれば、連邦消滅にむけての連邦行政機関整理の動きの中で、連邦共和国環境委員会の業務については、そのほとんどが両共和国の環境委員会に委譲されている。また、連邦環境委員会にはかつて約120人の職員がいたが、現在は5人のスタッフで国際協力に関する残務整理を行っている状況である。

今後の環境対策については、汚染者負担の原則に則った対策を講じる予定であるが、公益性の高いものについては政府で行うべきと考えている。なお、環境保護対

策は経済省が実施する。

連邦レベルで設けられた環境保護基準は、共和国に継承されることとなる。

(2) チェコスロヴァキア連邦経済政策・開発省

チェコスロヴァキア側より平成5年新規要請案件として、現地で入手した以下の項目について説明があった。

(原文)

1. Desalination of mine waters in Ostrava and Kladno areas (Some waters pumped from mines contain salts and other minerals).
2. Possibilities to upgrade coal (De-sulfurization, de-ashing before burning) and non-traditional use of coal.
3. Methods to minimize surface damage caused by underground mining.
4. Liquidation of industrial waters by burning.
5. Technology of production and use of coal-water suspension.
6. Possibilities to utilize coal mining by-product-"oxyhumolite" in industry and agriculture.
7. Possibilities to utilize coal by-product clayst for production of bricks and ceramics.
8. Technical and economical evaluation of possibilities fo utilization of brown coal from the central area of North.
9. Pressurized gasification of brown coal and testing on demonstration plant.
10. Utilization of existing brown coal gasification plants for production of electric power (combined cyclie), methanol or other use.
11. Reduction of emissions in cupola foundry.
12. Utilization of surface buildings and equipment in closing down mines.

この12件のうち11件は、チェッコの石炭に関連する技術開発、環境対策であり、調査団より今回提出された案件の大半は、開発調査というよりむしろ研究協力の分野であるとしつつ、調査団の知り得る限り、当方の考え方を説明した。

(3) チェッコスロヴァキア連邦経済省

外国からの援助の受入の調整は、外務省が行うが具体的担当部局は未定である。現在の経済省外国援助受入調整局が調整機関になることも考えられる。

援助プログラムの選択は、これまで連邦の経済・大蔵・外務の各省及び共和国の代表で構成される協議機関で行われていたが、連邦消滅後も同様の方法を採用よう共和国政府に提案している。

調査団より今後の技術協力の進め方について、対処方針に従い、我が国と共和国の間で正式な外交関係が成立することが前提であり、共和国において援助受入体制が整備されること、その後、外交ルートを通じた要請が行われる必要がある旨説明した。

(4) 現地調査

① POVAZSKE STROJARNE社

同社は本年5月から民営化に着手しており、本年末に終了する予定であり、合弁・投資のパートナーを探しているとのことであった。これに対し、調査団より民営化された企業は開発調査の直接の対象とならない旨説明し、先方もこれを了解した。

② コシツェ社

品質管理、省エネ等コンピューターソフト開発について我が国の援助を得たいとのことであった。しかしながら、同社についても、民営化に着手していることから、開発調査の直接の対象とならない旨説明し、先方もこれを了解した。

2-4-2 スロヴァキア共和国

(1) 外務省、経済省、環境委員会

調査団より開発調査の対象は、国営企業又は国家機関であり民営化された企業は直接の対象とならないので、平成4年度の要請2案件は、開発調査に不適であるとの説明を行うとともに、開発調査のスキーム、協力可能分野に関する説明を行い、早急に開発調査に適する案件を検討するよう要請した。

また、今後の技術協力の進め方について、対処方針に従い、我が国と共和国の間で正式な外交関係が成立することが前提であり、共和国において援助受入体制が整

備されること、その後、外交ルートを通じた要請が行われる必要がある旨説明した。

これに対し、スロヴァキア側より、外務省を中心に経済省、環境省の協力を得て要請案件の準備を行いたいとの回答があった。

2-5 対処方針

2-5-1 チェッコ共和国

チェッコ共和国については、外交関係が成立し、人的・組織的体制が整備された段階で、開発調査のスキーム、協力可能分野について再度説明を行う必要がある。

2-5-2 スロヴァキア共和国

スロヴァキア共和国については、外交関係が成立し、人的・組織的体制が整備された段階で、開発調査のスキーム、協力可能分野について再度説明を行う必要があるが、ウィーンに近いこともあり、とりあえずJICAオーストリア事務所を通じ、案件形成の協力・指導を行うとともに、開発調査になじむ案件が要請された段階で、プロジェクト形成基礎調査団の派遣を検討する必要がある。

2-6 総合所見

(1) チェコスロヴァキア連邦共和国

① 1993年1月1日を期してチェッコとスロヴァキアに分離独立するシナリオは着実に進められていた。従来の経済協力の窓口であった連邦経済省の解体も想像以上に進展していた。チェッコスロヴァキアについては、チェッコ共和国側で、メルニーク火力発電所の排煙脱硫対策の開発調査を実施し、次はスロヴァキア共和国側から開発調査の案件を選択することになっていた。しかし、連邦政府解体の動きの中で、過去の経済協力経験者が部外に去ってしまった事もあり、開発調査の意義や仕組みを解している関係者は皆無に等しかった。チェッコとスロヴァキアと言う全く新たな二つの国が生まれたつもりで対応しないと、次の開発調査案件が見つからない恐れがある。

② チェッコスロヴァキア連邦共和国の新しい動きとして、民営化の動きがある。スロヴァキア共和国側から要請の出ていた工作機械工場と製鉄工場関係のシステム開発会社も完全民営化プログラムに組み込まれており、JICAの開発調査の対象か

会社も完全民営化プログラムに組み込まれており、JICAの開発調査の対象からはずれていた。開発調査を要請した時点では、国の所有する株の方が多く、対象になっていたが、その後の政策により国の持ち分が民間に売り出され完全な民間企業に転換してしまい、対象からはずれる事になってしまった。

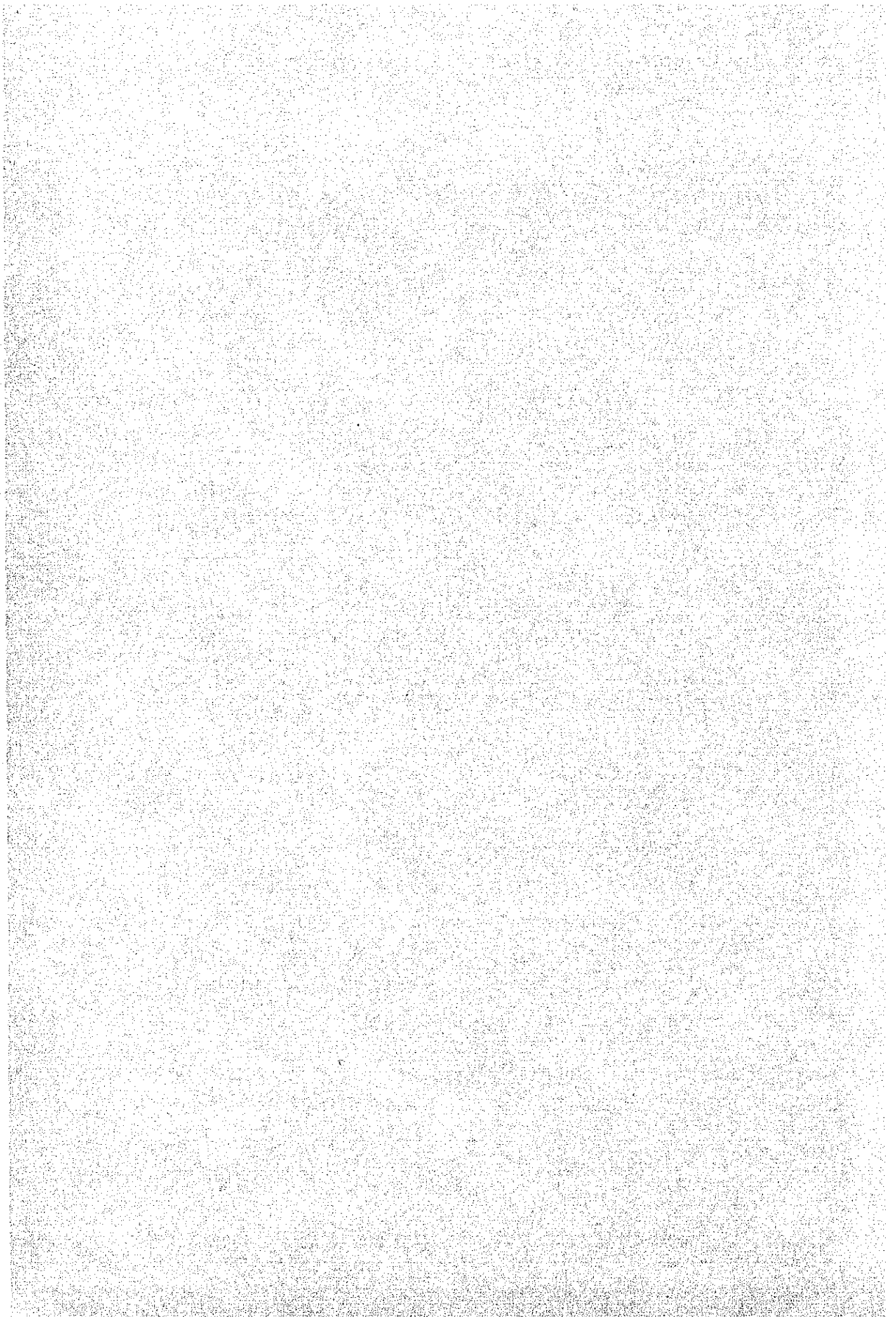
民営化された企業を直接、開発調査の対象案件として取り上げる事は、ODAの性格上出来ない。民営化の進展するチェッコやスロヴァキアで民営化された企業を対象にする場合には、国の政策絡みかセクターアプローチをする必要がある。例えば、公害対策を取り上げる場合も国の公害対策の確立の一環としてモデル事例として、個別企業を取り上げる方法となる。開発調査の案件形成もそれだけ複雑にならざるを得ない。連邦政府から分離独立の中で、国の行政機関としての経験が少ないチェッコやスロヴァキア両国にとって、それらの案件を形成する事は困難な作業である。ウィーン事務所に派遣された企画調整員の活躍に待つところ大である。

- ③ チェッコ共和国の経済省から正式の要請ではないが、傘下のボヘミア地方にある褐炭研究所から、石炭の利用に関する様々な研究課題についての、協力の可能性についての打診があった。研究テーマは、石炭のボタ山対策から始まって、石炭のガス化まで広範囲の分野に及んでいた。石炭関連の技術開発の研究をチェッコ共和国と実施する是非の問題はあるが、開発調査の新しい方向としては、検討に値するものと思われる。特に、企業の民営化が進展する中で、研究所までの民営化は実現していない。国立の研究所をカウンターパートとして、研究開発の課題を開発調査の案件として取り上げる方策は、一考に値する。研究開発プロジェクトは、プロジェクト方式技術協力で実施するのが筋であるが、研究課題が明確になっている場合は、開発調査方式でも実施可能である。今回は、褐炭研究所の希望研究課題しか話を聞く機会がなかったが、他の国立研究所まで範囲を広げられれば、もっと、興味深いテーマが見つかるかも知れない。

- ④ チェッコスロヴァキア連邦共和国の民主化、市場経済への移行は急テンポで進んでいる。プラハの目抜き通りであるパツラフスカ通りの商店街のウィンドウは、パリのシャンゼリゼ通りと見間違えるほど、西側の資本の進出は目ざましいものがある。スロヴァキアの工業水準もかなり高く、問題は過去のコメコン体制に組み込ま

れていて保証されていた市場を、コメコン体制が崩壊してしまった現在、その埋め合わせをいかにして探すかであった。そのため、日本に対する期待もパートナー探しの感が強かった。中国で実施している様な工場近代化案件は、探しても見当たらない様である。ただし、東欧の企業について言える事は、環境対策と省エネルギー対策が相対的に手薄になっている事だ。日本として、開発調査案件として取り上げる課題を、環境対策か省エネルギー対策に絞っても良いものと思われる。

III. 参 考 资 料



1. 政府開発方針

この産業リストラクチャリングの全体的な目標は、生産性の高い産業構造を構築し、1995年以降年間2～4%の経済成長を達成して、生活水準をヨーロッパ共同体加盟国の平均と同レベルまで向上させることである。

リストラクチャリングの主な目標：

1. 産業構成（部門、小部門、企業）の適正な配分を行い、産業間で国内・外国市場の需要パターンに合った相互関係を構築する。中小企業を増加させることにより、柔軟性の高い生産構造を作る。
2. 既存の設備の生産性の向上や、製品の品質や競争力の改善に向けた設備の高度化により、既存の資源（生産能力、技術、人的資源等）を最大限に活用する。
3. 新素材、代替エネルギー源、再生素材の活用により、資源の集中的な消費（特にエネルギーや燃料）を減らす。
4. 産業間の硬直化した境界意識を排除し、収益性の高い企業が優れた製品やサービスを提供するという、本質的に統合された基盤の構築により、産業の生産性を向上させる。
5. 外貨獲得能力を強化する。産業全体として原料、機会、技術の輸入と生産、サービスの輸出の均衡を図り、産業の小部門や個別産業のレベルでも均衡化を実現することが緊急の課題である。
6. 提携や個別契約、競争力の強化、設備稼働率の向上、欧州の新しい品質基準の達成により、ルーマニアの産業を欧州全体の産業と同水準にする。
7. 生産性を向上させ、余剰労働力を基盤整備、サービス、建設、農業等の政府保護産業に再分配する。生産活動に従事する労働者は新しい経済構造において訓練を受け、市場経済の需要に合った経済技術を習得する。
8. 技術革新、国際的な環境基準の遵守、廃棄物の再利用により、環境と調和した産業構造を作る。
9. 迅速な情報交換により、経済状況を素早く把握して、適切な時期に意志決定ができるよう情報処理技術の活用を推進し、国際的なデータバンクへも段階的に加入していく。

10. 調査、コンサルタント、デザイン、技術などの能力を育成する生産構造を強化し、産業の能力向上と進歩を支援する。

II. 環境保護政策

1. ルーマニアにおける産業のリストラクチャリングは、環境汚染問題の解決という要件を満たしながら推進する。特に、鉄鋼や新金属の冶金を行う化学・石油化学工業、建設資材製造業、パルプ工業など、環境に悪影響を与える原因になるものについては慎重に対処する。

このため、経済政策とこれを実施するための活動は、産業による環境汚染を軽減するものでなければならない。具体的には以下の方法によって行う。

- ・ 深刻な環境汚染を伴う製品の製造を削減する。
- ・ 汚染防止技術を企業に広く提供するため、技術や機器に関する研究を振興する。
- ・ 環境保護に関して、専門機関と協力して研究を推進する。
- ・ 汚染除去のために最優先で行うべき事業を見きわめる。
- ・ 環境保護を目的とする大規模事業について資金援助を得るため、政府と国際機関との合意を図る。
- ・ 環境保護基準を達成していない技術、機械、工場への投資や、これらの輸入を禁止する。

2. 産業の振興に伴う環境保護と汚染防止を監督する、現行の政府機関と制度

- a. 現在の環境保護基準は、ルーマニア議会で採択される「環境保護法」によって規定される。
- b. 国の環境保護に関連する全ての事項は、環境省によって調整される。
- c. 環境の質的数値は、以下のルーマニア基準に従うものとする。

4706号/1986年

12574号/1987年

- d. 汚染の原因を作らない産業を全国で振興するため、環境省の監督の下に40の全自治体とブカレストに監督・検査事務所を置いている。

Ⅲ. ルーマニアの企業民営化

企業民営化の進展は、ルーマニアの経済改革における基本的要件のひとつである。早急な民営化実施の対象として農業、住宅、製造業という主要な3つの経済分野があげられている。

農業分野では、耕地の約80%に当たる800万ヘクタールの農業用地が民営化される見込みである。残りの20%は、農業関連の事業を行う国営営利企業が引続き所有する。

住宅に関しては、開発は以下の二つの方法で行われる。

- ・国有住宅を、現在そこに居住する者に売却する。
- ・過去に私有住宅を国有化された者に対しては、事態の解決を図る。

製造業に関する民営化の推進目標は、収益性の高い民間企業の創設、経済のリストラクチャリングに要する資金の獲得、効率的な資本市場を作るための基盤整備、ルーマニア国民への市場原理経済の仕組みと効用に関する教育である。

1. 営利企業の民営化

1990年7月、ルーマニア議会は全ての国営企業を「レジュー・オートノム」（自立した国家機関）、株式会社、有限会社のいずれかに最編成することを定めた法律第15号/1990年を採択した。このうち有限会社と株式会社は民営化され、「レジュー・オートノム」は引続き国の管理を受ける。後者は発電や鉄道の運営など、特定の公共事業を行う企業である。

また、非常に重要な改革として、法律第15号/1990年は、資格を有する全てのルーマニア国民は、ルーマニア企業の記名配当株式資本総計の30%に相当する株式を資金の払込なしに受け取ることも定めている。国立民営化公社（NAP）がこの事業の企画と調整に当たっている。

法律第14号/1990年の補足として、営利企業の民営化に関する法律（法律第58号/1991年）が採択された。この法律の規定は、以下のように広範囲にわたっている。

- ・各有限会社及び株式会社の株式資本総額の30%を保有、管理する5つの私有基金の創設
- ・有限会社及び株式会社の株式資本の残り70%を保有し、最終的には放出する国有基金の創設

・格を有するルーマニア国民に対する、私有基金証書の公布

— 営利企業の早期民営化の手続き

— 私有化する企業の株式や資産の売却に関する一般的指標の設定

国有基金（SOF）は、当初は営利企業の記名配当株式資本の70%を保有する。この基金は4年後に当初保有していた株式の最低10%を放出することに向けて、毎年民営化計画を策定することが義務づけられる。

国有基金は営利企業の持ち株を削減していく責任を負うことに加えて、企業の事業リストラクチャリングに対する支援も行う。SOFは17名から成る理事会によって運営される。理事会は商業、金融、法律、産業分野で研修と経験を積んだ人物で、ルーマニア大統領によって任命された5名、上院から任命された3名、下院から任命された3名、中央官庁の高官の代表として政府から任命された5名、それにNAPの代表である民営化公社総裁によって構成される。

SOFは国家予算とは別個の予算を持ち、営利企業に摘要される基準と同じ基準に従って経理の記録を作成する。所得税は免除される。また、SOFはルーマニアの自然人または法人による営利企業の株式または資産の購入を促進するために、資金の貸付けを行うこともある。SOFは、配当方針の決定や、株主総会の開催に必要な慣行的業務の実施など、営利企業が果たすべき最低限の事業基準を確立するために積極的な役割を担う。

5つの私有基金はそれぞれ、資格を有するルーマニア国民に対して所有権証明書という証書を発行する。これらの証書は、営利企業の株式資本総額の30%を表す。

私有基金はそれぞれ存続期間が5年間で、その後は投資信託によって運営される通常の株式会社になる。所有権証明書を持つ者は、それぞれの新しい投資信託の株主になる。証明書はルーマニア以外の自然人または法人に対しても自由に譲渡することができ、ルーマニア株式市場で売買される。

私有基金及び国有基金が保有する個別企業の株式は、公募、競売、直接交渉による売却、またはこれらを組み合わせた方法によって、国内または国外の個人または登録された機関に売却することができる。

新規に民営化された企業は、他の市場原理経済と同様に資産を売買することができる。

国内及び国外の全ての自然人や法人は、このような資産の購入に参加することができる。しかし、法律第15号/1990年の規定によって資産を購入した者は、購入契約を締結した日から1年間はこれらの資産の売却、賃貸、その他の方法によって使用权を譲渡する権利を持たない。

I. NATIONAL DEVELOPMENT POLICY

The general objective of industrial restructuring is proposed to be the establishment of performant structure and a subsequent economic growth rate of 2 to 4%/year after 1995, capable to support the increase of living standard to the average level of European Community one.

The main restructuring objectives are:

1. Appropriate sizing of industry components (sectors, subsectors, enterprises) and to the relations between them in accordance with demand patterns on the domestic and foreign market; higher flexibility of production structure by increasing the number of small and medium - sized enterprises.
2. Optimum use of existing potential (production capacities, technology, human resources, etc.) by obtaining higher productivities on existing equipment, upgrading equipment and technology in order to raise product quality and competitiveness.
3. Reduction of specific consumption (mainly energy and fuel); higher use of new materials, alternative energy sources and recovered materials.
4. Increased performance of industrial structures by eliminating the rigid delimitations between industrial sectors and creating naturally integrated substructures composed of profitable companies providing competitive products and services.
5. Better capability of foreign exchange earnings; the immediate purpose is to balance imports of raw-materials, equipment and technology with exports of products and services at the level of the industry as a whole, and to the extent possible also at sub-structure and even enterprise level.
6. Integration of the Romanian industry to the European one by cooperation and specialization agreements, increased competitiveness and higher capacity utilisation, alignment to new European quality standards.

7. Increase of productivity rate and.

Redistribution of excess labour to ward activities in infrastructure, services, construction, agriculture, etc. Manpower employed in industrial activities will be trained in new economic structures and managerial skills to suit the demand of the market economy.

8. Creation of environment-friendly industrial structure technology revamping, observance of internationally accepted pollution levels, wastes recycling.

9. Extensive use of data processing technique to ensure prompt data transfer and, consequently, rapid awareness of economic phenomena and timely decision-making; gradual access to international data banks.

10. Increase the capability of production structure to sustain research, consultancy, design, engineering etc., responsible of the industry adapting capacity and progress.

II. ENVIRONMENTAL PROTECTION POLICY

1. The restructuring of Romania's industry would take into account the need to solve the problems of environment pollution, particularly in chemical and petrochemical industry subbranches in ferrous and non-ferrous metallurgy, building materials and pulp industry, which cause noxious effects on environment.

To this end, the overall economic policies and levers meant to help reduce and eliminate pollution in industry are including:

- . cutting down the production of highly polluting products;
- . stimulating research in technologies and equipment in order to deliver freely pollution-preventing technologies to companies;
- . cooperate with specialised organizations and develop studies on environmental protection;
- . substantiate priority projects for pollution elimination;

. arrange government agreements with international organizations meant to financially assist the main projects in environment protection;

. ban any investment and imports of technologies, machinery, plants that do not observe environment protection standards.

2. Present governmental systems for environmental protection and pollution control related to industrial development.

a. The present requirement for environmental protection are set-up in a new "Law for environment protection" which is going to be adopted by the Parliament of Romania.

b. The coordination of all factors responsible for environmental protection in the country is ensured by the Ministry for Environment.

c. The quality of environment parameters are subject to the following ROMANIAN STANDARDS.

No 4706/1986

No 12574/1987

d. For achieving a free-polluting activity all over the country, there are in all 40 countries and in Bucharest offices for supervising and checking-up the environmental parameters. Under the coordination of Ministry for Environment.

III. PRIVATIZATION IN ROMANIA

The privatization process is one of the fundamental elements of economic reform in Romania. Three major sectors of the economy have been targeted for immediate privatization: agriculture, housing, and manufacturing.

In the agricultural sector, it is envisaged that over 8,000,000 hectares of agricultural land, representing approximately 80% for total arable property, will be privatized. The remaining 20% will remain with state-owned commercial companies with agricultural interests.

In terms of housing, developments are occurring on two fronts:

- . the sale of state-owned housing to those presently residing in this housing; and
- . resolution of the situation of those whose homes were nationalized in prior years.

With respect to industrial organizations, objectives of the privatization process are to: create profitable private companies; raise funds for restructuring the economy; provide a foundation for efficient capital markets; and educate the Romanian public on the operations and benefits of a market-based economy.

1. Privatization of Commercial Organizations

In July 1990, the Romanian Parliament adopted Law No.15/1990 to reorganize all state-owned enterprises into "regies-autonomes" (self-sufficient state entities) or into joint stock or limited liability companies. These joint stock or limited liability companies are to be privatized whereas the "regies autonomes" will remain under state control. These latter organizations are responsible for certain public interest activities such as electrical power generation and operation of the rail system.

In a very important development, Law No.15/1990 also provided that all eligible Romanian citizens would receive, without payment, securities representing an aggregate of 30% of the nominal share capital of Romanian industry. The National Agency for Privatization (NAP) is organizing and co-ordinating this effort.

As a follow-up to Law No.15/1990, the Law on Privatization of Commercial Companies (Law No.58/1991) was adopted. Main provisions of this comprehensive legislation include:

- . the creation of five private ownership funds to hold and manage 30% of the aggregate share capital of each limited liability and joint stock company;
- . the establishment of a state ownership fund to hold and eventually divest the remaining 70% of the share capital of limited liability and joint stock companies;
- . the distribution to eligible Romanians of vouchers in the private ownership funds;

- procedures for early privatization of commercial entities; and
- the general guidelines and procedures for privatizing firms through the sale of shares or assets.

The State Ownership Fund (SOF) will initially own 70% of the nominal share capital of commercial entities. Each year this fund will be obliged to organize a privatization plan for the forthcoming year that includes proposals to dispose of at least 10% of the shares initially held by it.

In addition to its responsibility of reducing its holdings in commercial entities, the State Ownership Fund will also assist firms in restructuring their affairs. The SOF will be managed by a seventeen-member Board of Directors consisting of: five members appointed by the President of Romania from among persons trained and experienced in commercial, financial, legal, and industrial matters; three members appointed by the permanent Bureau of the Senate; three members appointed by the permanent Bureau of the National Assembly; five members appointed by the Government to represent the leading staff of Central Public Administration; and the State Secretary for Privatization, who is the President of NAP.

The SOF will have a budget that will be separate from the state budget and will maintain its accounting records in accordance with standards that are applicable to commercial companies. It will be exempt from tax on income. The SOF may also loan money to Romanian natural or legal persons to facilitate their purchase of shares or assets of commercial companies. It is expected that the SOF will take an active role in establishing minimum performance criteria for commercial companies, including their dividend policy and will carry out the customary tasks required of shareholders at general meetings.

Each of the five private ownership funds will issue vouchers called Certificates of Ownership to qualified Romanian citizens. These vouchers represent 30% of the aggregate share capital of the privatized companies.

The private ownership funds will each have a life of five years after which they are to be organized into regular joint stock companies operating as mutual funds. Those who own Certificates of Ownership will become shareholders in each of the new mutual funds. The Certificates will be freely transferable even to non-Romanian natural or legal persons and will be traded on Romanian stock exchanges.

Shares of individual companies held by the private ownership funds and the State Ownership Fund may be sold to individuals or registered entities, domestic or foreign, through public offerings, sales on an auction basis, sales through direct negotiation, or any combination of these.

Newly privatized companies will be entitled to buy or sell assets as in the case in other market-based economies. Any natural or legal person, domestic or foreign, is eligible to participate in the purchase of such assets. However, those who purchase assets under the terms of Law 58/1991 will not have a right to sell or lease them or to transfer their use in any other way for a one-year period from the date of the conclusion of the contract of purchase.

JICA